

1. 工 事 名
2. 工 期 年 月 日 ~ 年 月 日
3. 受注者
4. 監督責任者氏名
5. 監督職員氏名

※当該工事に該当する確認項目を逐次チェックし、本書を検査申請と同時に提出してください。

検査項目	細別	確認項目	適用等	チェックリスト一覧表	チェック時期 《指示事項等》								備考 (指示事項及びその是正状況等)	備考		
					着手前	施工中									完成時	
1 施工体制一般	I 施工体制一般	○請負代金内訳書		・ 契約締結後14日以内に、請負代金内訳書を提出した。 (契約書第3条) (契約後・変更後 確認)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □				
		○契約工程表		・ 契約締結の14日以内に、契約工程表を提出した。 (契約書第3条) (契約後、変更後 確認)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □				
		○工事実績情報 (工事カルテ)	工事請負代 金額5百万 円以上	・ 事前に監督員の確認を受け、契約締結後の10日以内（土曜日・日曜日・祝日等を除く。）に登録機関に申請した。（※工期、技術者、工事請負代金額2千5百万円超えの変更が発生する場合は変更登録が必要）（共通仕様書 参照） (契約後、変更後、完成時 確認)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □				
		○品質証明	品質証明 対象工事 の確認項目であるため原則 該当しない	・ 品質証明員の資格（身分及び経歴）が適正である。また、品質証明員に関する資料を書面で提出した。 (契約後、変更後 確認)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □				
				・ 工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。 (検査の前等 確認)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
				・ 品質証明は、出来高、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切（数量も含む）に実施した。 (品質証明実施時 確認)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □			
		○建設業退職金共済制度		・ 掛金収納書の写しを、契約締結後1ヶ月以内に提出した。 (契約後、増額変更後 確認)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □				
				・ 建設業退職金共済証紙の配布を、受払簿等により適切に管理している。 (施工時適宜 確認)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □				
・ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。 (施工時1回程度 確認)				(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □						
・ 受注者は、建設業退職金共済証紙未購入理由書を監督員に提出した。（自社退職金制度・中退共利用等の場合） (施工時適宜 確認)	(/) □			(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □						
○労働保険関係成立票		・ 「労災保険関係成立票」を工事現場の見やすい場所に掲示している。 (施工時1回程度 確認)		(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □						
○品質・安全管理体制		・ 品質及び安全計画に見合う管理体制を確立している。 (施工計画書提出時 確認)	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □						
○施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料		・ 施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを工事着手までに提出した。（直営工事の場合は、作業分担に関する資料でよい。） (施工時の当初、変更時 確認)		(/) □	(/) ☑	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □						

考 査 項 目	細 別	確認項目	適用等	チェックリスト一覧表	チェック時期 《指示事項等》								備 考 (指示事項及びその 是正状況等)	備 考
					着手前	施工中						完成時		
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	○施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料	※下請契約が発生した場合（金額は問わない）は施工体制台帳作成が義務づけられる （建設業法）	・施工体制台帳に下請負契約書等数量契約であることが確認できるものの写し（再下請業者を含む。）及び再下請負通知書を添付している。（施工時の当初、変更時 確認）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 （施工時の当初、変更時 確認）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				・施工体系図または下請負人通知書等に記載されている業者の みが、作業している。 （施工時 1 回／月程度 確認）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が、本人である。 （施工時の当初、変更時 確認）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				・作業員名簿を作成・提出している。 （施工時の当初、変更時 確認）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				・受注者が下請工事の施工に実質的に関与している。（下請工 事が発生する工事に適用する。） （施工時の当初、変更時 確認）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
	Ⅱ 配置・監理技術者等／現場代理人	○建設業許可標識		・建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい 場所に設置し、監理技術者等を正しく記載している。（全ての 下請業者を含む。）（施工時適宜 確認）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○現場代理人		・本人が現場に常駐している。 （施工時適宜 確認）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				・監督職員への通知、報告、申出等を書面で行っている。 （施工時適宜 確認）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○専門技術者の配置		・専門技術者を選任し、配置している。 （建設業法第26条の2 参照） （施工計画時、施工時適宜 確認）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○作業主任者の選任		・作業主任者を適切に選任し、配置している。 （労働安全衛生規則・酸素欠乏等防止規則等による） （施工計画時、施工時適宜 確認）		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		対象工事については、 労働安全衛生法施行令 第6条で規定。
		○監理技術者等の専任制等		・技術者要件が資格者証等により確認できる。 （着手前 確認）	(/) □									建設業法第26条参照。
				・配置予定技術者及び施工体制台帳等に記載された監理技術者 等が、本人と同一である。（着手前 確認）	(/) □									

考 査 項 目	細 別	確認項目	適用等	チェックリスト一覧表	チェック時期 《指示事項等》								備 考 (指示事項及びその 是正状況等)	備 考
					着手前	施工中						完成時		
1 施 工 体 制	Ⅱ 配 置 ・ 監 理 技 術 者 等 ／ 現 場 代 理 人	○監理技術者等の専任制等		・現場に専任している。(専任義務は建築一式工事9千万円以上、その他工事4千5百万円以上) (施工時適宜 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		技術者の専任が必要となる工事は、建設業法26条第3項、建設業法施行令第27条で規定。
				・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に関与している。 (施工時、打合せ時 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		建設業法第26条の4参照。
				・施工に先立ち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。 (施工時適宜 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○現場技術員		・現場技術員との対応が適切である。(※発注者が現場技術業務委託契約を締結した場合、受注者が定めた者) (施工時適宜 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○下請負人の把握		・下請負人が生駒市建設工事等入札参加資格者である場合は、入札参加停止期間中でない。 (施工時適宜 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
2 施 工 状 況	Ⅰ 施 工 管 理	○設計図書の照査等		・契約書第18条第1条第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、その結果を書面で提出して確認を受けた。 (着手前、施工時適宜 確認)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				・設計図書と現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面で提出して確認を受けた。 (着手前、施工時適宜 確認)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○施工計画書 (※軽微な変更の場合は 打合せ簿等により処理し てください)		・施工(変更を含む)に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。(共通仕様書 参照) (着手前、変更時 確認)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				・記載内容と現場施工方法が一致している。 (施工時適宜 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				・記載内容と現場施工体制が一致している。 (施工時適宜 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。 (着手前、変更時 確認)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○施工管理 ・工事材料、機材の管理 ・出来形、品質管理		・工事材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。 (施工時適宜 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。 (施工時適宜 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		

考 査 項 目	細 別	確認項目	適用等	チェックリスト一覧表	チェック時期 《指示事項等》								備 考 (指示事項及びそ の是正状況等)	備 考
					着手前	施工中						完成時		
2 施 工 状 況	Ⅰ 施 工 管 理	○施工管理 ・ 工事材料、機材の管理 ・ 出来形、品質管理 ・ 現場環境改善等		・ 品質確保など、施工に関する工夫を書面で確認できる。 (施工時適宜 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				・ 独自の取り組み、地域等より評価されるものがある。 (施工時適宜 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○検査（確認を含む）及 び立会い等の調整		・ 監督職員の立会にあたり、あらかじめ立会願を提出してい る。 (施工時適宜 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				・ 段階確認の確認時期が、適切である。 (施工時適宜 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				・ 元請（受注者）が下請の作業成果を検査している。 (施工時適宜 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○支給材料及び貸与品		・ 受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を 備え付け、常にその残高を明らかにしている。 (施工時適宜 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○建設副産物及び建設廃 棄物 ※再生資源利用契約書・実施書 (エクセル形式)及び紙ベ ースの両方で提出。 実施書(紙ベース)は、最終設 計数量を手書きで記入し検査担 当に提出。		・ 受注者は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処 理されていることを確認し、監督職員に提示した。(収集運搬 含む。) (施工時適宜 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				・ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様 式に基づき作成し、施工計画書に含め提出及び公衆の見やすい 場所に掲げている。 □	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				・ 再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を所定の様 式に基づき作成し、提出した。 (施工時適宜 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○指定建設機械類の確認		・ 指定建設機械(排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機 械)を使用している。 (施工時1回程度 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
	Ⅱ 工 程 管 理	○工程管理	営繕工事 のみ	・ 施工前に各種工程表を提出している。 (着手前、施工時適宜 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				・ 工程・進捗状況を把握し、必要に応じフォローアップを行っ ている。 (施工時適宜 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				・ 現場条件変更への対応や地元調整を積極的にに行い、その結果 を書類で提出した。 (施工時適宜 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				・ 作業員の休日の確保及び週休2日を達成した記録が整理されて いる。 (施工時適宜 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		

考 査 項 目	細 別	確認項目	適用等	チェックリスト一覧表	チェック時期 《指示事項等》								備 考 (指示事項及びそ の是正状況等)	備 考
					着手前	施工中						完成時		
2 施 工 状 況	Ⅲ 安 全 対 策	○安全活動等 (注1：直営工事の場合 は該当しない。) (注2：元請業者が安全 に関する規定又は安全教 育の実施計画等を定めて いる場合) (注3：契約図書(特記 仕様書)に「安全教育・ 訓練等の実施」が明記さ れている場合)	(注1)	・災害防止協議会等を設置し、活動記録(1回/月以上)がある。 (施工時適宜 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		労働安全衛生法第30条 第1項参照
			(注2)	・店社パトロールを実施し、記録(1回/月以上)がある。 (施工時1回/月程度 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		労働安全衛生規則第18 条の6参照
			(注3)	・安全教育・安全訓練等を実施し、記録(半日/月以上)がある。 (施工時適宜 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				・新規入場者教育を実施し、監督員が記録を確認した。 (施工時適宜 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		労働安全衛生法第59条 第1項参照
				・安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。 (施工時適宜 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				・過積載防止に取り組んでいる記録がある。 (施工時適宜 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		道路交通法第57条参照
				・使用機械・車両等の点検整備等が管理され、記録がある。 (施工時1回/月程度 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		労働安全衛生規則第 167条、第168条、第 170条参照
				・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置 がなされた点検記録等がある。 (施工時適宜 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		労働安全衛生規則第 158条参照
				・地山掘削、土留め、仮締切、酸素・硫化水素濃度測定、高所 作業等の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記 録がある。(施工時適宜 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		労働安全衛生規則第 373条参照
				・足場、支保工等の組立・使用・変更・解体の点検及び管理が チェックリスト等により実施され、記録がある。 (施工時適宜 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		労働安全衛生規則第 247条、第373条、第 567条参照
				・保安施設等(保安柵・保安灯等)の整理・設置・管理が的確 であり、歩行者通路・車線等を確保した記録がある。 (施工時適宜 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
		○安全パトロールの指摘 事項の処理		・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速や かに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。(施 工時適宜 確認)		(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		労働安全衛生規則第6 条参照。
	Ⅳ 対 外 関 係	○関係機関等		・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録があ る。(ガス・電気・NTT・鉄道・バス会社を含む)(施工時適宜 確認)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦 情対応を適切に行い、記録がある。 (施工時適宜 確認)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		
				・隣接工事または施工上密接に関連する工事の関係者と調整を 行い、円滑な進捗を行った記録がある。(公共性のある工事が 対象)(施工時適宜 確認)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)		

※工事条件に応じて、必要項目を適宜追加してください。

考 査 項 目	細 別	確認項目	適用等	チェックリスト一覧表	チェック時期 《指示事項等》									備考 (指示事項及びその是正状況等)
					着手前	施工中							完成時	
					(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
					(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
					(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
					(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
					(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
					(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
					(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
					(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
					(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
					(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
					(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
					(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
					(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
					(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	
					(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	(/) □	